

関係事業主 各位

一般社団法人 松本労働基準協会

職長・安全衛生責任者教育（建設業）

【開催のご案内】

労働安全衛生法第 60 条では、事業場で新たに職長等の第一線現場監督者に就くことになった者に対して、事業者は、法定の安全衛生教育である「職長教育」を行わなければならない旨規定しています。また、建設業における安全衛生責任者に対する教育については、職長教育を併せた「職長・安全衛生責任者教育」を受ければ、職長及び安全衛生責任者の教育を同時に修了することが出来ることになっています。

当協会では、事業主に代わって、法令に基づく「職長・安全衛生責任者教育」（建設業）を下記により開催いたします。この機会に当該業務に従事される方にご受講いただきますよう、ご案内申し上げます。なお、「職長教育を行わなければならない業種」等につきましては【参考】欄にてご確認をお願いいたします。

記

1. 講習の日時・会場・締切日・定員 ※初日は 8 時 55 分からオリエンテーションを行います。

開催日時	令和 7 年 5 月 19 日（月）・20 日（火）			両日とも 9 時開講 （8 時 40 分受付開始）	
会 場	松本安全衛生センター （松本市神林 7107-55）				
締 切 日	5 月 2 日（金）	定 員	50 名	定員になり次第、受付を締め切らせていただきます。	

2. 申込先

一般社団法人 松本労働基準協会 （松本市大字島内 3427-51）
TEL：0263-40-3600 FAX:0263-48-1388

3. 受講料

労働基準協会 会員事業場在籍者 15,400 円 （本体 14,000 円 消費税 10% 1,400 円）
上記以外の受講者（会員外） 17,600 円 （本体 16,000 円 消費税 10% 1,600 円）

4. テキスト代

職長・安全衛生責任者教育テキスト（建災防） 2,640 円（本体 2,400 円 消費税 10% 240 円）

5. 受講上の留意事項

- (1) 受講票、筆記用具を必ずご持参ください。（昼食は各自ご用意ください）
- (2) 申込後の取消しは【5 月 9 日】までとし、その後の取消しおよび欠席者には原則、テキストのみお渡しし、受講料はお返しできませんので予めご了承ください。なお、【5 月 9 日】以降に受講申込みされた方、及び申込書の記載内容に不備があった方には修了証を後日発送いたします。（郵送代 460 円ご負担いただきます。）

6. 修了証 所定の時間を受講された方に対し修了証を交付いたします。

7. 講習科目・時間・講師

講 習 科 目		時 間	講 師
1 日 目	オリエンテーション	8:55～	労働安全コンサルタント 千野 隆雄 氏
	・職長・安全衛生責任者教育を始めるにあたって ・職長・安全衛生責任者の役割 (1時間30分)	9:00～10:30	
	・作業員に対する指導及び教育の方法 (1時間)	10:30～11:30	
	・危険性又は有害性等の調査と低減措置等 建設業のリスクアセスメント、建設業のリスクアセスメントの実施、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(コスモス)、作業手順書の作成とリスクアセスメント、作業員の適正配置、機械・設備等の具体的改善方法 (6時間)	11:30～17:00	
2 日 目	・職長・安全衛生責任者が行う安全施工サイクル (3時間)	9:00～10:30	
	・関心の保持と創意工夫を引き出す方法 (1時間)	10:30～14:30	
	・異常時における措置 ・災害発生時における措置 (1時間30分)	14:30～15:30	
		15:30～17:00	
	修了式	17:00～	

※都合によりカリキュラムおよび講師が変更することもあります。

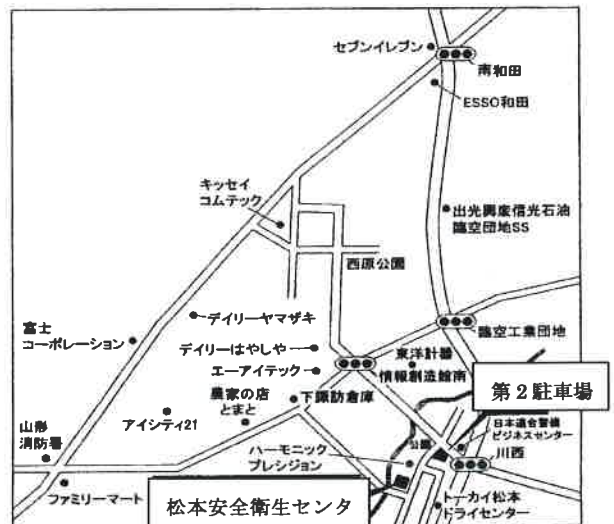
両日とも、お昼休憩は12:00～13:00となります。

～ 会 場 案 内 図 ～



所在地：松本市大字神林字小坂道7107-55
(松本臨空工業団地)

交 通：
松本インターより8km、塩尻北インターより7km
タクシー：JR松本駅より約25分、平田駅より約20分
アルピコ交通バス
：臨空工業団地入口下車 徒歩20分



第1駐車場が満車の場合は第2駐車場へ駐車して下さい。

令和7年5月19日・20日 会場: 松本安全衛生センター

職長・安全衛生責任者教育（建設業）受講申込書

※誤字のないよう、楷書にて記載をお願いいたします。受講申込書に誤りがある場合は、修了証の再送付代として郵送料金（¥460-）をご負担いただきますので、予めご了承ください。

フリガナ		※協会名	※受講No.
氏 名		松本	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生		
現住所	〒		
労働基準協会会員関係		会員・会員外	
※講習会当日の緊急連絡先（携帯番号等）をご記入ください。		〒	
上記の通り申し込みます。 令和 年 月 日 〒			
事業場所在地		申込担当者所属	
事業場名		申込担当者氏名	
事業主職氏名		TEL: ()	
		FAX: ()	

※ご記入いただきました個人情報につきましては、労働安全衛生法に基づく講習会等の実施・修了証交付目的以外には使用せず、当協会が責任をもって管理致します。

受講者氏名を記入し、切り取らないでください。

職長・安全衛生責任者教育（建設業）受講票

※初日は8時55分からオリエンテーションを行います。

協会名	受講No.	受講者氏名	講習月日	令和7年5月19日・20日
松本			講習場所	松本安全衛生センター (松本市神林 7107-55)

※8時40分より受付開始いたします。

※当日遅れる場合は、(一社) 松本労働基準協会 (TEL:0263-40-3600) へ
ご一報ください。

1日目	2日目

【参考】

【職長教育を行わなければならない業種（労働安全衛生法施行令第19条）】

- (1) 建設業
- (2) 製造業 ただし次に掲げるものを除く
 - i. たばこ製造業、ii. 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く）
 - iii. 衣服その他の繊維製品製造業、
 - iv. 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く）
- (3) 電気業 (4) ガス業 (5) 自動車整備業 (6) 機械修理業

※食料品製造業、新聞業、出版業、
製本業及び印刷物加工業が
令和5年4月1日から職長教育の
対象になりました。

【教育の対象となる「職長等」とは】

職長、班長、組長、リーダー等常に現場にいて、直接労働者の作業の進め方を指導、監督する立場にある者をいい、第一線の現場監督者がこれに当たります。一般にこのような立場にある人は職長と呼ばれていますが、名称にかかわらず、実際にそのような立場に就くこととなった人は教育の対象となります。

【安全衛生責任者とは】

建設工事現場における関係請負人の安全衛生管理体制を確立するため、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者（特定元方事業者）以外の請負人にその選任が義務付けられており、統括安全衛生責任者からの指示・連絡を受け、これを関係者に伝達する等の措置をとる請負人の現場の管理者をいいます（労働安全衛生法第16条第1項）。また、安全衛生責任者を選任した請負人は、選任の旨を特定元方事業者に対し、遅滞なく通報しなければなりません（労働安全衛生法第16条第2項）。